

「日医標準レセプトソフト」

令和 6 年 10 月診療報酬改定対応
(レセプト対応)

2024 年 11 月 26 日
(二版)

日本医師会 ORCA 管理機構

【目 次】

1. 長期収載品について（外来）	1
2. 医療DX推進体制整備加算について（入外）	12

【改定履歴】

初 版：令和6年10月24日

二 版：令和6年11月26日

・院外処方の「長期収載品の選定療養に関する取扱いに係るコメント」についての自動記載対応に関して、院外湿布薬コメントの記載（記録）方法を見直しました。

（令和6年10月診療分以降）（P11）

令和6年10月診療報酬改定対応（レセプト対応）

令和6年10月24日提供のパッチプログラムをプログラム更新により適用することで、
令和6年10月診療報酬改定に対応したレセプト及びレセプト電算データの作成が可能となります。

対応内容：

1. 長期収載品について（外来）

- (1). 長期収載品の選定療養に係る対象医薬品であり、点数マスタの選定療養区分が「1」の
医薬品（画面名称の前に【長】が付いた医薬品）を選定療養とする場合の対応

<対応内容> レセプト摘要欄記載・レセプト電算記録

「点数マスタの選定療養区分が「1」の医薬品」+「システム予約コード（先発医薬品
患者希望）」で診療行為入力を行った場合、67マスタ（「点数マスタの選定療養区分
が「2」の医薬品」）に変換します。

（※）「システム予約コード（先発医薬品患者希望）」はレセプト記載（記録）しません。

- (2). 長期収載品の選定療養に係る対象医薬品であり、点数マスタの選定療養区分が「1」の
医薬品（画面名称の前に【長】が付いた医薬品）を保険給付とする場合の対応

<対応内容> レセプト電算記録

剤内に「長期収載品の選定療養に関する取扱いに係るコメント」がある場合、コメント
入力位置から直近上位の診療行為コードを検索（直近上位がコメントやシステム予約の
場合はその上位を検索）し、検索した診療行為コードが「点数マスタの選定療養区分が
「1」の医薬品」である場合、該当医薬品レコード（IYレコード）の【コメント】に
コメントコードを記録します。

- (3). 院外処方の「長期収載品の選定療養に関する取扱いに係るコメント」についての
自動記載対応

<対応内容> レセプト摘要欄記載・レセプト電算記録

剤内に「長期収載品の選定療養に関する取扱いに係るコメント」がある場合、コメント
入力位置から直近上位の診療行為コードを検索（直近上位がコメントやシステム予約の
場合はその上位を検索）し、検索した診療行為コードが「点数マスタの選定療養区分が
「1」の医薬品」である場合、以下の自動記載（記録）を行います。

ただし、

- ・点数マスタの選定療養区分が「1」の医薬品を選定療養とする場合
 - ・処方箋に医薬品の名称を一般名で記載する場合
- は対象外とします。

* * * 自動記載（記録）について * * *

<対象剤>

- ・診療区分“14”, “21”, “22”, “23”の院外処方の剤を対象とします。

＜レセプト記載（記録）＞

- ・「点数マスタの選定療養区分が「1」の医薬品」と「長期収載品の選定療養に関する取扱いに係るコメント」を剤から抽出し、医薬品の名称等及びコメントの内容をレセプト記載（記録）します。
 - ・医薬品の名称等の内容はコメント化して、記載（記録）します。
 - ・診療区分80に記載（記録）します。
 - ・レセプト記載位置は「80 その他」の処方箋料の下とします。
 - ・記載（記録）する際、最終行に以下のコメント（剤回数の内容）も付加します。
診療区分“14”, “23”的場合：（計△回院外処方）
診療区分“21”的場合：（計△日分院外処方）
診療区分“22”的場合：（計△回分院外処方）
 - ・処方箋料が包括剤の場合、その会計の回数は上記の回数に含めません。
 - ・カウント回数が0の場合は記載（記録）の対象外とします。

(4) 「長期収載品の選定療養に関する取扱いに係るコメント」

820101320	医療上必要：効能・効果に差異
820101321	医療上必要：副作用、相互作用、治療効果に差異
820101322	医療上必要：ガイドラインにて切り替えないことが推奨
820101323	医療上必要：剤形上の違い
820101324	在庫状況等を踏まえ提供困難

(5). 事例（レセプト摘要欄記載及びレセプト電算記録）

■ 【事例 1】

.210
612140702 3 【般先長】アーチスト錠 10mg
099209909 *30 【先発医薬品患者希望】

* * * 院内処方の場合 * * *

- ・レセプト摘要欄記載

21 *アーチスト錠 10mg (選) 3錠 5× 30

- ## ・レセプト電算記録

IY, 21, 1, 672140702, 3, 5, 30, . . . , 30, . . . , . . . , . . . , . . . , . . . , . . .

■ 【事例 2】

.210

672140702 3*30 アーチスト錠 1.0mg (選)

* * * 院内処方の場合 * * *

- #### ・レセプト摘要欄記載

21 *アーチスト錠 10mg (選) 3錠 5×30

- #### ・レセプト電算記録

■ 【事例 3】

210

612140702 3 【般先長】アーチスト錠 10mg

099209909 *30 【先発医薬品患者希望】

.210

672140702 3*30 アーチスト錠 10mg (選)

* * * 院内処方の場合 * * *

- ・レセプト摘要欄記載

21 *アーチスト錠 10mg (選) 3錠 5×60

- 上二〇一重筆記錄

レセント電算記録
IV 21 1 672140702 3 E 60 60

(※) 2つの割が同じ内容となるため、1割にまとめます。

■ 【事例 4】

.210

612140702 3 【般先長】アーチスト錠 10mg
820101320 *30 医療上必要：効能・効果に差異

* * * 院内処方の場合 * * *

・レセプト摘要欄記載

21 * アーチスト錠 10mg 3錠
長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果
に差異があるため 6 × 30

・レヤクト電算記録

IY 21 1 612140702 3 6 30 820101320 30

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報一後発医薬品への変更可署名「0変更不可」

・レセプト摘要欄記載

80	<p>*処方箋料（リフィル以外・その他） 60×1</p> <p>*アーチスト錠 10mg 3錠</p> <p>長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため (計30日分院外処方)</p>
----	---

・レポート電算記録

SI, 80, 1, 120002910,, 60, 1, , , , , 1, , , , , , , , ,
CO, 80, 1, 810000001, アーチスト錠 10mg 3錠
CO, , 1, 820101320,
CO, 1, 810000001 (計30日分院外処方)

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報—後発医薬品への変更可署名「1 変更可（一般）」

・レセプト摘要欄記載

80	*処方箋料（リフィル以外・その他） *一般名処方加算2（処方箋料）	60X 8X	1 1
----	--------------------------------------	-----------	--------

・レセプト電算記録

(※) 「アーチスト錠 10mg」は、処方箋に医薬品の名称を一般名で記載するため、コメントも含めて自動記載（記録）の対象外となります。

■ 【事例 5】

.210
620001922 3 【般先長】アリセプトD錠 3m g
099209909 【先発医薬品患者希望】
830600142 本製剤の投与継続 理由（アリセプト錠 3m g 等）；@ @ @
612140702 3 【般先長】アーチスト錠 10m g
820101320 *30 医療上必要：効能・効果に差異

* * * 院内処方の場合 * * *

・レセプト摘要欄記載

21	*アリセプトD錠 3mg (選) 3錠 本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由 (アリセプト錠 3mg 等) ; @@@@ アーチスト錠 10mg 3錠 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果 に差異があるため	22 × 30
----	--	---------

・レセプト電算記録

IY, 21, 1, 670001922, 3, , 30, 830600142, @@@@,,,, 30,,,,,,,,,,,,,,
IY, , 1, 612140702, 3, 22, 30, 820101320, ,,, 30,,,,,,

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報 - 後発医薬品への変更可署名 「○変更不可」

・レセプト摘要欄記載

80	*処方箋料（リフィル以外・その他）	60X	1
	*アリセプトD錠3mg（選）	3錠	
本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由（アリセプト錠3mg等）；@@@			
アーチスト錠10mg 3錠			
長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため			
(計30日分院外処方)			

・レヤプト電算記録

SI, 80, 1, 120002910,, 60, 1, , , , , 1, , , , , , , , , , , , , , , ,
CO, 80, 1, 810000001, アリセプトD錠 3mg (選) 3錠
CO, , 1, 830600142, @@@@
CO,, 1, 810000001, アーチスト錠 10mg 3錠
CO,, 1, 820101320,
CO,, 1, 810000001, (計30日分院外処方)

(注) 「アリセプトD錠3mg(選)」がコメントも含めて自動記載(記録)の対象となっているのは、令和4年の診療報酬改定対応(院外投薬選択式コメントに関する自動記載対応)によるものです。以降の事例においても、同様の理由で記載(記録)の対象となっているものがあります。

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報 - 後発医薬品への変更可署名「1 変更可（一般）」

・レセプト摘要欄記載

80	<p>*処方箋料（リフィル以外・その他） 60X 1</p> <p>*一般名処方加算2（処方箋料） 8X 1</p> <p>*アリセプトD錠3mg（選） 3錠 本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由（アリセプト錠3mg等）；@@@@ (計30日分院外処方)</p>
----	---

・レセプト電算記録

SI, 80, 1, 120002910,, 60, 1, , , , , , 1,
SI, 80, 1, 120003570,, 8, 1, , , , , 1,
CO, 80, 1, 810000001, アリセプトD錠 3m g (選) 3錠
CO,, 1, 830600142, @@@
CO,, 1, 810000001, (計 30 日分院外処方)

(※) 「アーチスト錠 10mg」は、処方箋に医薬品の名称を一般名で記載するため、コメントも含めて自動記載（記録）の対象外となります。

【事例 6】

. 210
620001922 3 【般先長】アリセプトD錠 3 m g
830600142 本製剤の投与継続 理由（アリセプト錠 3 m g 等）；@ @ @
820101323 医療上必要：剤形上の違い
612140702 3 【般先長】アーチスト錠 1 0 m g
820101320 *30 医療上必要：効能・効果に差異

* * * 院内処方の場合 * * *

・レセプト摘要欄記載

21	<p>*アリセプトD錠3mg 3錠 本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由（アリセプト錠3mg等）；@ @ @ 剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため アーチスト錠10mg 3錠 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため</p>
	24 × 30

・レセプト電算記録

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報—後発医薬品への変更可署名「0 変更不可」

・レセプト摘要欄記載

80	<p>*処方箋料（リフィル以外・その他） 60 X 1</p> <p>*アリセプトD錠3mg 3錠</p> <p>本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由（アリセプト錠3mg等）；@ @ @</p> <p>剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため</p> <p>アーチスト錠10mg 3錠</p> <p>長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため</p> <p>（計30日分院外処方）</p>
----	---

・レセプト電算記録

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報 - 後発医薬品への変更可署名「1 変更可（一般）」

・レセプト摘要欄記載

80	* 処方箋料（リフィル以外・その他）	60 X	1
	* 一般名処方加算1（処方箋料）	10 X	1
	* 【般】ドネペジル塩酸塩口腔内崩壊錠3mg 3錠 本製剤の投与継続が必要かつ有効と判断した理由（アリセプト錠3mg等）；@ @ @ (計30日分院外処方)		

・レセプト電算記録

SI, 80, 1, 120002910, , 60, 1,
SI, 80, 1, 120004270, , 10, 1,
CO, 80, 1, 810000001, 【般】ドネペジル塩酸塩口腔内崩壊錠 3 mg 3錠
CO, , 1, 830600142, @@@@
CO, , 1, 810000001, (計 30 日分院外処方)

(※) 「剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため」は、処方箋に医薬品の名称を一般名で記載するため、自動記載（記録）の対象外となります。

(※) 「アーチスト錠 10mg」は、処方箋に医薬品の名称を一般名で記載するため、コメントも含めて自動記載（記録）の対象外となります。

■ 【事例 7】

. 210
620000167 9 【般先長】ラシックス錠 20 mg
099209909 【先発医薬品患者希望】
612140702 3 【般先長】アーチスト錠 10 mg
820101320 *30 医療上必要：効能・効果に差異

* * * 院内処方の場合 * * *

・レセプト摘要欄記載

21	<p>* ラシックス錠 20mg (選) 9錠 アーチスト錠 10mg 3錠 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果 に差異があるため</p>	14 × 30
----	--	---------

・レセプト電算記録

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報一後発医薬品への変更可署名「0変更不可」

・レセプト摘要欄記載

80	<p>* 処方箋料（リフィル以外・その他） 60 × 1</p> <p>* アーチスト錠 10mg 3錠</p> <p>長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため (計30日分院外処方)</p>
----	--

・レヤプト電算記録

SI, 80, 1, 120002910,, 60, 1, , , , , 1, , , , , , , , , , , ,
CO, 80, 1, 810000001, アーチスト錠 10mg 3錠
CO,, 1, 820101320,
CO,, 1, 810000001, (計 30 日分院外処方)

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報 - 後発医薬品への変更可署名「1 変更可（一般）」

・レセプト摘要欄記載

80	* 処方箋料（リフィル以外・その他）	60	X	1
	* 一般名処方加算2（処方箋料）	8	X	1

・レセプト電算記録

(※) 「アーチスト錠 10mg」は、処方箋に医薬品の名称を一般名で記載するため、コメントも含めて自動記載（記録）の対象外となります。

■ 【事例 8】

.210

620000167 9 【般先長】 ラシックス錠 20mg

820101323 医療上必要：剤形上の違い

612140702 3 【般先長】アーチスト錠 10mg

820101320 *30 医療上必要：効能・効果に差異

* * * 院内処方の場合 * * *

・レセプト摘要欄記載

21	<p>* ラシックス錠 20mg 9錠 剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため アーチスト錠 10mg 3錠 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため</p>	15 × 30
----	---	---------

・レセプト電算記録

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報—後発医薬品への変更可署名「0 変更不可」

・レセプト摘要欄記載

80	<p>* 処方箋料（リフィル以外・その他） 60 X 1</p> <p>* ラシックス錠 20mg 9錠</p> <p>剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため</p> <p>アーチスト錠 10mg 3錠</p> <p>長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため (計 30 日分院外処方)</p>
----	--

・レセプト電算記録

SI, 80, 1, 120002910,, 60, 1, , , , , , 1,
CO, 80, 1, 810000001, ラシックス錠 20mg 9錠
CO,, 1, 820101323,
CO,, 1, 810000001, アーチスト錠 10mg 3錠
CO,, 1, 820101320,
CO,, 1, 810000001, (計 30 日分院外処方)

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報—後発医薬品への変更可署名「1変更可（一般）」

・レセプト摘要欄記載

80	* 処方箋料（リフィル以外・その他）	60 X	1
	* 一般名処方加算1（処方箋料）	10 X	1

・レセプト電算記録

(※) 「ラシックス錠20mg」は、処方箋に医薬品の名称を一般名で記載するため、コメントも含めて自動記載（記録）の対象外となります。

(※) 「アーチスト錠 10mg」は、処方箋に医薬品の名称を一般名で記載するため、コメントも含めて自動記載（記録）の対象外となります。

■【事例9】1日と15日に算定

. 230

620006538 14 【先長】モーラスパップ30mg 10cm×14cm

820101320 医療上必要：効能・効果に差異

830100204 *1 鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤 1日用量、投与
日数（薬：@@@

* * * 院外処方の場合 * * *

システム管理 1030 帳票編集区分情報一後発医薬品への変更可署名「0変更不可」

・レセプト摘要欄記載

80	* 処方箋料（リフィル以外・その他）	60 X 2
	* モーラスパップ 30mg 10cm × 14cm 14枚	
	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため	
	鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤の1日用量又は投与日数（薬剤料）； @@@	
	(計2回院外処方)	

・レヤクト電算記録

SI, 80, 1, 120002910,, 60, 2, , , , , , 1, , , , , , , , , , , , , ,
CO, 80, 1, 810000001, モーラスパップ 30 mg 10 cm × 14 cm 14 枚
CO, , 1, 820101320,
CO, , 1, 830100204, @@@
CO, , 1, 810000001, (計 2 回院外処方)

* * * <参考> 見直し前の記載（記録） * * *

・レセプト摘要欄記載

80	* 処方箋料（リフィル以外・その他）	60 X 2
	* モーラスパップ 30mg 10cm x 14cm 14枚	
	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果	
	に差異があるため	
	(計 2回院外処方)	
	* モーラスパップ 30mg 10cm x 14cm 14枚	
	鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤の1日用量	
	又は投与日数（薬剤料）： @@@	
	* モーラスパップ 30mg 10cm x 14cm 14枚	
	鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤の1日用量	
	又は投与日数（薬剤料）： @@@	

・レセプト電算記録

SI 80 1 120002910 60 2 1 1

C0.80.1.810000001 モーラスパップ 3.0 mg 1.0 cm × 1.4 cm 14枚

GO 1 820101320

CO 1 810000001 (計2回院外処方)

C0 80 1 810000001 モーラスパップ 3.0mg 1.0cm×1.4cm 14枚

GO 1 830100204 @@@

CO 80.1.81000001 モーラ3パップ3.0m.g. 1.0cm x 1.4cm 14枚

CO 1 830100204 @@@

2. 医療DX推進体制整備加算について（入外）

- (1). 以下の算定がある場合、レセプト摘要欄の記載は【紙レセプトのみ】単剤で記載します。

111703470 医療DX推進体制整備加算1（初診）

111703570 医療DX推進体制整備加算2（初診）

（例）「111000110 初診料」

「111703170 医療情報取得加算1（初診）

「111703470 医療DX推進体制整備加算1（初診）」を算定

レセプト摘要欄記載例

11	* 医療情報取得加算1（初診）	3 ×	1
	* 医療DX推進体制整備加算1（初診）	1 1 ×	1